

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条総務部の款総務課の項中

- 「 (23) 教育目的のための基金の管理に関すること。
- (24) 特命による調査, 企画及び立案に関すること。 を
- (25) 総務部の他の課及び室並びに他の部及び室の所管に属しないこと。
- (26) 課内庶務に関すること。 」
- 「 (24) 教育目的のための基金の管理に関すること。
- (25) 特命による調査, 企画及び立案に関すること。
- (26) 総務部の他の課及び室並びに他の部, 室及び館の所管に属しないこと。 に改め
- (27) 課内庶務に関すること。 」

る。

第2条指導部の款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- (2) 学校教育に係る重要な事務事業の調査及び研究に関すること。
- (3) 幼稚園教育, 小学校教育, 中学校教育及び高等学校教育に関すること。
- (4) 学校教育活動の振興に関すること。
- (5) 高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

- (6) 公立高等学校入学者選抜事務に関する事。
- (7) 英語教育外国人指導員に関する事。
- (8) 教育団体の教育活動の振興に関する事。
- (9) 地域の教育力を高める学校教育活動の指導に関する事。
- (10) 地域諸団体及び家族と連携した学校教育活動の振興に関する事。
- (11) 小学校及び中学校の地域教育に係る学校運営の支援に関する事。
- (12) 人権教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (13) 人権教育に係る事業の実施に関する事。
- (14) 京都市コミュニティーセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設（以下「学習施設」という。）の運営に関する事。
- (15) 教育機関との連絡調整に関する事。
- (16) 部内、課内及び小中一貫教育推進室の庶務に関する事。
- (17) 音楽高校改革推進・建設室の物品会計事務に関する事。

#### 指導主事室

- (1) 学校運営の指導に関する事。
- (2) 教育課程に係る基準の設定及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書の採択その他教材の使用に係る指導に関する事。
- (4) 教育評価に係る指導に関する事。
- (5) 進路指導に関する事。
- (6) 総合教育センターの行う研修その他の事業の援助に関する事。
- (7) 学校教育活動の指導に係る連絡調整に関する事。
- (8) 人権教育に係る指導に関する事。
- (9) 学習施設の管理並びに同施設における事業の実施及び指導に関する事。

(10) 他の課等の所管に属さない学校教育活動の指導に関する事。

#### 学力向上推進室

- (1) 学力向上の推進に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 学力向上の推進に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 学力向上の推進に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

#### 京都こどもモノづくり事業企画推進室

- (1) 京都こどもモノづくり事業に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 京都こどもモノづくり事業に係る施設整備に関する事。

第2条指導部の款教員養成支援室の項及び地域教育専門主事室の項を削り、同款総合育成支援課の項を次のように改める。

#### 総合育成支援課

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の教育に関する事。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る助成に関する事。
- (3) 総合支援学校（京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。以下同じ。）の通学用バスの管理に関する事。
- (4) 障害のある市民の生涯学習に関する事。
- (5) 課内庶務に関する事。

#### 指導主事室

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る指導に関する事。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る業務に直接従事する教職員の指導に関する事。
- (3) 就学指導に関する事。

- (4) 総合支援学校及び育成学級の教育課程に係る基準の設定及び指導に関すること。
- (5) 総合支援学校及び育成学級の教科用図書の採択その他教材の使用に係る指導に関すること。
- (6) 総合支援学校及び育成学級における教育評価に係る指導に関すること。
- (7) 総合支援学校及び育成学級における進路指導に関すること。
- (8) 障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る機関等との連絡調整に関すること。

#### 発達障害支援室

- (1) 発達障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る指導に関すること。
- (2) 発達障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る業務に直接従事する教職員の指導に関すること。
- (3) 発達障害のある幼児、児童及び生徒の教育に係る機関等との連絡調整に関すること。

第2条指導部の款生徒指導課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条生涯学習部の款第16号を同款第18号とし、同款第15号の次に次の2号を加える。

- (16) 放課後まなび教室の推進に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (17) 京都国際マンガミュージアムに関すること。

#### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)